

◎消費者行政活性化基金条例（条例第1号）

- 1 県及び市町村が実施する消費生活に関する相談体制の強化等のための事業に要する経費の財源に充てるため、消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例基金の設置の目的に福祉等に係る業務に従事する者の確保を加えることとした。（第1条関係）
- 2 障害者自立支援対策臨時特例基金条例の有効期限を平成24年12月31日まで延期することとした。（附則関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎子育て支援対策臨時特例基金条例（条例第3号）

- 1 保育所の整備その他の子育て支援に関する体制の整備をするための事業に要する経費の財源に充てるため、子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎妊婦健康診査臨時特例基金条例（条例第4号）

- 1 妊婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨するための事業に要する経費の財源に充てるため、妊婦健康診査臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例の有効期限は、平成23年9月30日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（条例第5号）

- 1 雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出すること等により失業者等の生活の安定を図るための緊急雇用創出事業に要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 基金の運用益金の使途及び処理について定めることとした。(第4条関係)
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
- 7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

◎ふるさと雇用再生特別基金条例(条例第6号)

- 1 安定的な雇用の機会を創出するためのふるさと雇用再生特別基金事業に要する経費の財源に充てるため、ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第3条関係)
 - 4 基金の運用益金の使途及び処理について定めることとした。(第4条関係)
 - 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第5条関係)
 - 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)
 - 7 施行期日等
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)